○国土交通省告示第二百四十四号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の八第一項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講習を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日　国土交通大臣　石井　啓一

宅地建物取引業法施行規則第十五条の八第一項第二号の国土交通大臣が定める講習は、平成二十九年国土交通省告示第八十一号第二条第五項に規定する既存住宅状況調査技術者講習とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十五号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日　国土交通大臣　石井　啓一

宅地建物取引業法施行規則第十五条の八第二項の国土交通大臣が定める基準は、平成二十九年国土交通省告示第八十二号において定める既存住宅状況調査方法基準とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十六号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の七第四号の規定に基づき、標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日　国土交通大臣　石井　啓一

（標準媒介契約約款の改正）

第一条　標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）を次のように改める。

一(1)　一中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　乙は、目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告します。

一(1)　一備考＊２中「第34条の２第８項」を「第34条の２第９項」に改める。

一(2)　第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対して、遅滞なく、その旨を報告すること。

一(2)　中第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（反社会的勢力の排除）

第17条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

一　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。

二　自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力でないこと。

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、専任媒介契約を締結するものでないこと。

四　専任媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　専任媒介契約の有効期間内に、甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、専任媒介契約を解除することができます。

一　前項第１号又は第２号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二　前項第３号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三　前項第４号の確約に反する行為をした場合

3　乙が前項の規定により専任媒介契約を解除したときは、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額とします。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

二(1)　一中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　乙は、目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告します。

二(1)　一備考＊２中「第34条の２第８項」を「第34条の２第９項」に改める。

二(2)　第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対して、遅滞なく、その旨を報告すること。

二(2)　中第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（反社会的勢力の排除）

第16条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

一　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。

二　自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力でないこと。

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、専属専任媒介契約を締結するものでないこと。

四　専属専任媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　専属専任媒介契約の有効期間内に、甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、専属専任媒介契約を解除することができます。

一　前項第１号又は第２号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二　前項第３号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三　前項第４号の確約に反する行為をした場合

3　乙が前項の規定により専属専任媒介契約を解除したときは、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額とします。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

三(1)　３一の前に次の柱書を加える。

乙は、３に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

三(1)　中８を９とし、３から７を一つずつ繰り下げ、２の次に次のように加える。

3　成約に向けての乙の義務

一　乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力します。

二　乙は、目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告します。

三(2)　第五条の見出し中「業務」を「義務等」に改め、同条中「契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力をするとともに」を「前項に掲げる義務を履行するとともに」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一　契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

二　目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対して、遅滞なく、その旨を報告すること。